

土地区画整理法第76条による許可申請

土地区画整理法第76条による許可申請 土地区画整理事業の障害となる建築行為防止のための許可です

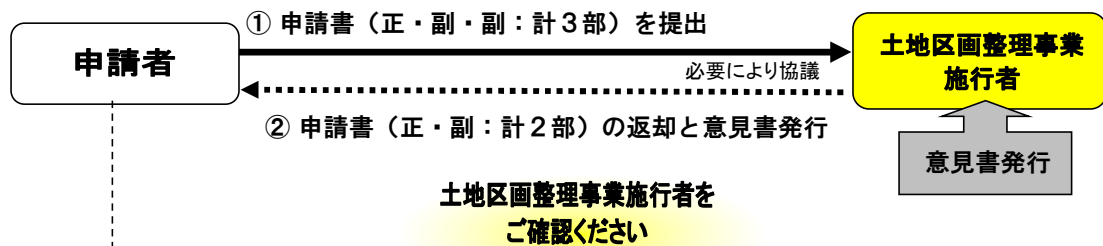
対象となる
行為

- ・土地の形質の変更（切土、盛土）
- ・建築物その他の工作物（擁壁、石積、車庫など）の新築、改築、増築
- ・重量5トンを超える、移動の容易でない物件の設置もしくは堆積
（容易に分割され、分割された各部分の重量がそれぞれ5トン以下となるものを除く）

令和5年9月29日現在、許可申請が必要となる土地区画整理事業

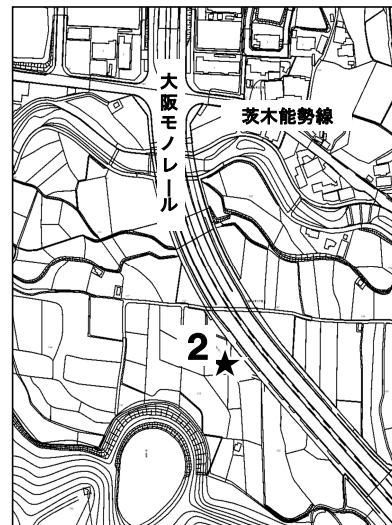
- 1 箕面船場駅前（箕面船場駅前 土地区画整理事業）
- 2 川合・山之口（川合・山之口 土地区画整理事業）

手続きの流れ



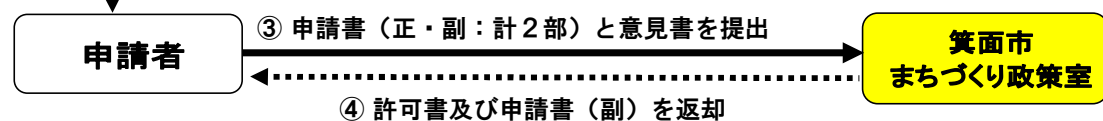
1 箕面船場駅前

〒562-0035箕面市船場東2-5-47
（COM3号館5階）
大阪船場繊維卸商団地協同組合
TEL072-729-3321



2 川合・山之口

〒562-0022箕面市栗生間谷東2-5-1
（組合事務所）
箕面市川合・山之口土地区画整理組合
TEL050-5830-0720



添付図面等

許可申請書等はホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.minoh.lg.jp/onohara/shosiki/home.html>

製本は、下記の番号順にしてください。

番号	図書名	記入内容等	備考
1	許可申請書	【土地区画整理法第76条の規定に基づく建築行為等の許可申請書の記入方法】を参照の上、作成してください。	様式1号参照
2	委任状	委任年月日、委任事項、委任者の住所・氏名及び受任者の住所・氏名を記入してください。	代理人が申請する場合に必要な様式6号参照
3	土地区画整理法第76条第2項の規定に基づく施行者の意見書	施行者が、許可申請書(正)(副)に添付してください。正・副すべて押印してください。	市が施行者の場合は不要
4	仮換地指定通知書(写)及び仮換地指定図(写)	申請位置を朱で表示してください。	仮換地指定後の申請の場合に必要な 保留地の場合は、保留地の引渡、底地番を証明できる書類を添付してください。 なお、仮換地指定通知書に使用収益開始日が記載されていない場合は、使用収益開始通知書(写)を添付してください。
5	土地登記簿謄本	謄本の写しを添付してください(原本は不要)。	
6	住民票		土地登記簿謄本に記載されている住所と申請住所が異なる場合に必要
7	土地使用承諾書	土地の使用を承諾する旨の文面、土地所有者の住所・氏名および承諾印、土地を使用する者の住所・氏名、土地の地番(従前地)と仮換地、土地の面積(一部使用の場合は「〇〇平方メートルのうち××平方メートル」と記入)、承諾年月日を記入してください。 正・副すべて押印してください。 不動産売買による土地の引き渡し後、土地登記簿の名義が未変更の場合にも必要となります。 土地所有者が死亡し土地登記簿の名義が未変更の場合は、相続人全員、共有者の場合は、共有者全員の承諾が必要となります。	土地所有者と申請人が異なる場合に必要 様式7号参照
8	占用許可書等 ◇道路、河川、水路等の占用 ◇農地法関係に基づくもの	申請にかかる行為が占用許可等を必要とする場合は、占用許可書等の写を添付してください。	
9	位置図	A4の土地区画整理事業の設計図を使用し、申請位置を朱で表示し、「申請位置」と記入してください。	
10	現況図	平面及び断面(敷地の境界を朱線で明示)、境界および各施設(汚水樹・水道・ガス・排水溝等)の位置を記入、周辺長、周辺道路の幅員を記入してください。	仮換地指定前の申請の場合に必要な 縮尺100分の1から250分の1
11	配置図(排水設備計画図を含む)	◇敷地境界は朱で明記し、境界から構造物までの距離を記入してください。 ◇敷地の周囲辺長を記入してください。 (建物の場合) ◇建物、車庫等について位置を記入してください。 ◇給水、汚水、雨水、ガス等の設備計画を記入してください。 ◇建築面積、延床面積を記入(算定根拠も記載)してください。 (工作物の場合) ◇工作物一覧表を添付してください。 ◇各施設のタイプ別に名称、種別、延長、箇所を表示してください。 (土地の形質の変更) ◇土地の断面図(計画前後)及び土量計算書を添付してください。 ◇擁壁、石積等の位置を記入してください。	縮尺100分の1から200分の1
12	各階平面図		縮尺100分の1から200分の1
13	立面図	道路斜線・北側斜線・建物の軒高、最高の高さを記入してください。	縮尺100分の1から200分の1
14	構造図		工作物を設置する場所に必要 縮尺200分の1